

八街市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 67,006	千円 25,919,600	千円 613,483	千円 4,495,877	% 17.3	% 16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

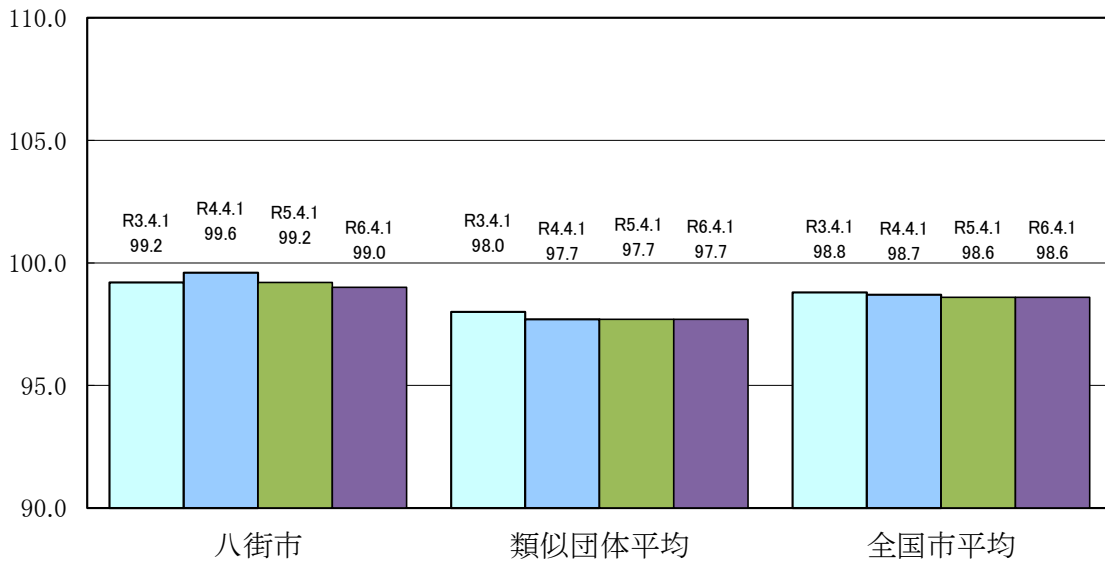
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 497	千円 2,004,963	千円 267,890	千円 744,692	千円 3,017,545	千円 6,072	千円 5,999

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会は設置していない。

①月例給						(参考) 国の改定率
区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和5年度	— 円	— 円	— 円 (%)	— %	— %	2.76 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別級の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準3%に対し、八街市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

	各 年 度 の 支 給 割 合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による 支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
八街市の 支給割合	3%	0% (※)	0% (※)	1.5% (※)	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

(※) 特例条例による減額のため（通常は3%）。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八街市	43.8 歳	328,927 円	388,667 円	359,206 円
千葉県	40.1 歳	306,266 円	411,429 円	359,430 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.8 歳	319,556 円	376,793 円	345,890 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
八街市	55.9 歳	9 人	272,267 円	291,543 円	332,509 円	—	— 歳	— 円	—
千葉県	51.7 歳	287 人	296,294 円	355,777 円	332,509 円	—	— 歳	— 円	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	53.8 歳	19 人	312,837 円	336,390 円	324,492 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八街市	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）
※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		八街市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	169,000 円	— 円
	中 学 卒	151,200 円	155,300 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

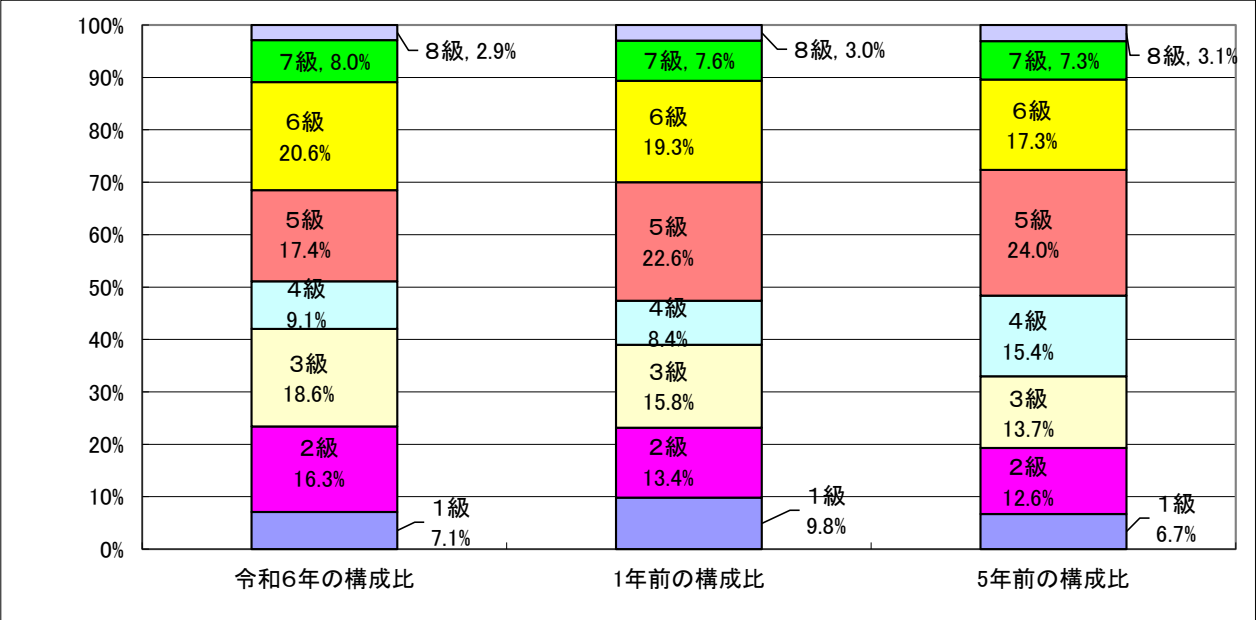
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,791 円	360,550 円	384,791 円	412,087 円
	高 校 卒	—	—	—	390,575 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	271,438 円	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

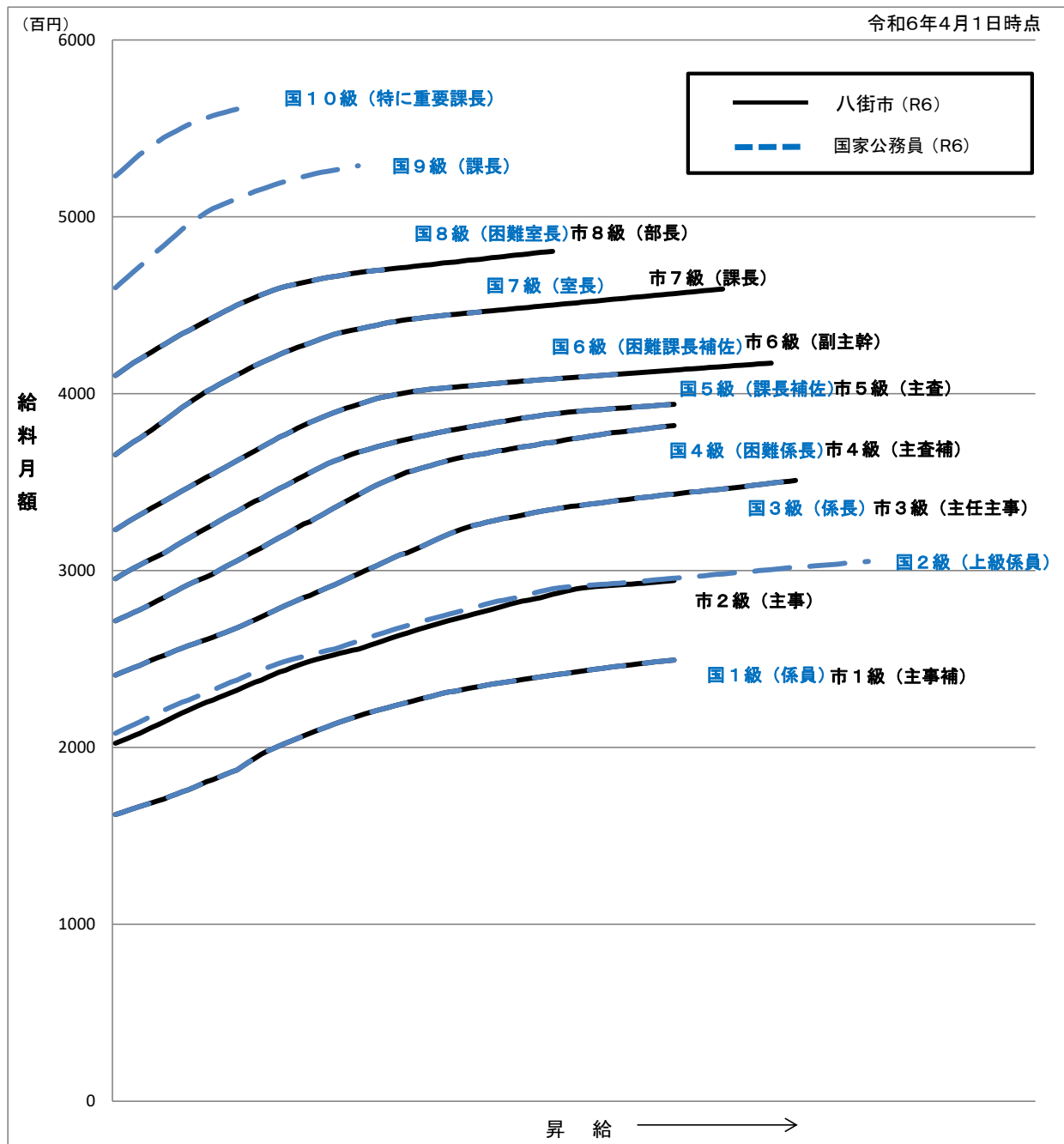
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	人 25	% 7.1	円 162,100	円 249,400
2 級	主事	人 57	% 16.3	円 202,400	円 294,400
3 級	主任主事	人 65	% 18.6	円 240,900	円 351,000
4 級	主査補	人 32	% 9.1	円 271,600	円 382,000
5 級	主査	人 61	% 17.4	円 295,400	円 394,000
6 級	主幹、副主幹	人 72	% 20.6	円 323,100	円 417,300
7 級	課長	人 28	% 8.0	円 365,500	円 459,200
8 級	部長	人 10	% 2.9	円 410,300	円 480,500

(注) 1 八街市一般職の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八街市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八 街 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,447 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,691 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 (内訳) 6月期 1.200 月分 1.000 月分 (0.675) 月分 (0.475) 月分 12月期 1.250 月分 1.050 月分 (0.700) 月分 (0.500) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 (内訳) 6月期 1.200 月分 1.000 月分 (0.675) 月分 (0.475) 月分 12月期 1.250 月分 1.050 月分 (0.700) 月分 (0.500) 月分	（令和5年度支給割合）※ 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 (内訳) 6月期 1.200 月分 1.000 月分 (0.675) 月分 (0.475) 月分 12月期 1.250 月分 1.050 月分 (0.700) 月分 (0.500) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（八街市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

八 街 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
（退職時特別昇給	無				
1人当たり平均支給額	10,333 千円	21,617 千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			64,439 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			113,849 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
八街市全域	3 %	566 人	3 %	

(4) 特殊勤務手当

平成17年度から、特殊勤務手当は全て廃止。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	87,681 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	155 千円
支給実績 (令和4年度決算)	105,031 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	203 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算 ・子以外の扶養親族 6,500円	同		42,095 千円	209,429 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が16,000円を超える 場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円 を限度に支給	同		26,598 千円	260,769 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		38,106 千円	77,452 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支 給する。	一部異なる	階級別の単 価が異なる	36,276 千円	636,414 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当たり の給与額の125/100～150/100の 範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの間 を正規の勤務時間として勤務し た場合、勤務1時間当たりの給 与額の25/100をその間の勤務時 間に対し支給する。			— 千円	— 円
宿日直手当	・勤務1回につき4,400円を支給	同		1,082 千円	4,400 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	830,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,104,000 円 / 749,000 円
	副 市 長	690,000 円	822,000 円 / 623,000 円
報酬	議 長	445,000 円	535,000 円 / 390,000 円
	副 議 長	400,000 円	475,000 円 / 322,000 円
	議 員	355,000 円	441,000 円 / 303,000 円
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合) 4.20 月分	
	副 市 長	(令和5年度支給割合) 4.20 月分	
	議 長		
	副 議 長		
退職手当	市 長	(算定方式) 在職月数×給料月額×(35/100)	(1期の手当額) 13,944,000 円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	在職月数×給料月額×(25/100)	8,280,000 円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

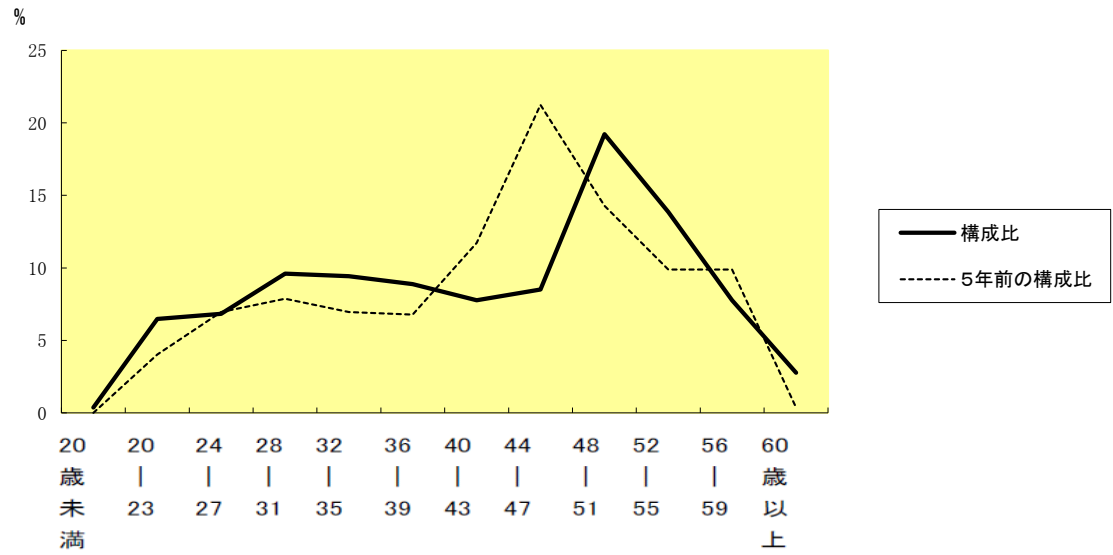
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5		
		総務・企画	97	96	- 1	業務量に見合った人員配置
		税務	42	39	- 3	一般任期付き職員の退職等
		農林水産	21	21		
		商工	5	5		
		土木	46	46		
		民生	152	157	5	要支援児対応体制の強化による保育士の配置
		衛生	48	45	- 3	新型コロナウイルスワクチン接種対策室の廃止
		計	416	414	- 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.57 人)
		教育部門	81	80	- 1	退職者の人員不補充に伴う減
	小 計	497	494	- 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.10 人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水道	10	10		
		下水道	10	10		
		その他	36	35	- 1	業務量に見合った人員配置
	小 計	56	55			
合 計			553 [636]	549 [636]	- 4 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.93 人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
- 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	35人	37人	52人	51人	48人	42人	46人	104人	75人	42人	15人	549人

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)							
年 度 部門別	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	過去５年間の 増減数（率）
一般行政	408	404	414	419	416	414	6 1.5
教育	84	84	84	84	81	80	-4 ▲ 4.8
普通会計計	492	488	498	503	497	494	2 0.4
公営企業等会計計	54	56	56	55	56	55	1 1.9
総合計	535	545	546	544	553	549	14 2.6

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 703,293	千円 143,925	千円 53,450	% 7.60	% 7.32

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費18,401千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 10	千円 37,834	千円 5,126	千円 10,490	千円 53,450	千円 5,345	千円 5,936

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

一般職の管理職手当について、平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間、20%削減している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八街市	44.4 歳	330,218 円	448,415 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市下水道事業			八街市（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（令和5年度）			1人当たり平均支給額（令和5年度）		
1,132 千円			1,421 千円		
(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.45 月分	2.05 月分		2.45 月分	2.05 月分	
(1.375) 月分	(0.95) 月分		(1.375) 月分	(0.95) 月分	
(内訳)			(内訳)		
6月期	1.200 月分	1.000 月分	6月期	1.200 月分	1.000 月分
	(0.675) 月分	(0.475) 月分		(0.675) 月分	(0.475) 月分
12月期	1.250 月分	1.050 月分	12月期	1.250 月分	1.050 月分
	(0.700) 月分	(0.500) 月分		(0.700) 月分	(0.500) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5%～15%			・役職加算 5%～15%		

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

八街市下水道事業			八街市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	無				

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,281 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			128 千円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
八街市全域	3 %	10 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度から、特殊勤務手当は全て廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,940 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	194 千円
支給実績（令和4年度決算）	585 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	59 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算 ・子以外の扶養親族 6,500円	同		1,794 千円	299,000 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が16,000円を超える 場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円 を限度に支給	同		300 千円	300,000 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		997 千円	110,738 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支 給する。	一部異なる	階級別の単 価が異なる	696 千円	696,000 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当た りの給与額の125/100～150/100 の範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの 間を正規の勤務時間として勤 務した場合、勤務1時間当た りの給与額の25/100をその間の 勤務時間に対し支給する。			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。	同		— 千円	— 円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和４年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和５年度	千円 960,575	千円 119,495	千円 64,302	% 6.69	% 6.81

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費10,062千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B／A	
令和５年度	人 10	千円 40,201	千円 7,008	千円 17,093	千円 64,302	千円 6,430	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
- 2 職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。
- 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

一般職の管理職手当について、平成１９年４月１日から平成２９年３月３１日までの間、２０％削減している。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八街市	43.1 歳	360,633 円	510,230 円
団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八街市水道事業				八街市（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（令和５年度）				1人当たり平均支給額（令和５年度）			
1,675 千円				1,421 千円			
(令和４年度支給割合)				(令和４年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(内訳)				(内訳)			
6月期	1.200 月分	1.000 月分		6月期	1.200 月分	1.000 月分	
	(0.675) 月分	(0.475) 月分			(0.675) 月分	(0.475) 月分	
12月期	1.250 月分	1.050 月分		12月期	1.250 月分	1.050 月分	
	(0.675) 月分	(0.500) 月分			(0.675) 月分	(0.500) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 ５％～１５％				・役職加算 ５％～１５％			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和６年４月１日現在）

八街市水道事業			八街市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (２％～２０％加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (２％～２０％加算)	
(退職時特別昇給	無	)			

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,277 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			128 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
八街市全域	3 %	10 人	3 %

エ 特殊勤務手当

平成17年度から、特殊勤務手当は全て廃止。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,941 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	194 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,408 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	141 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 16歳から22歳までの子 1人 5,000円加算 ・子以外の扶養親族 6,500円	同		1,932 千円	276,000 円
住居手当	・借家の場合 (家賃が16,000円を超える 場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円 を限度に支給	同		300 千円	300,000 円
通勤手当	・電車・バスを利用する場合 定期代等55,000円を上限に 支給 ・乗用車などを利用する場合 使用距離等に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		921 千円	92,040 円
管理職手当	・管理監督の地位にある職員に 対し給料月額18/100を超えない 範囲内で規則で定める額を支 給する。	一部異なる	階級別の単 価が異なる	696 千円	696,000 円
休日勤務手当	・休日及び年末年始の休日等に 勤務した場合、勤務1時間当た りの給与額の125/100～150/100 の範囲内で支給する。	同		— 千円	— 円
夜間勤務手当	・午後10時～翌午前5時までの 間を正規の勤務時間として勤 務した場合、勤務1時間当たり の給与額の25/100をその間の勤 務時間に対し支給する。			— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	・管理監督の地位にある職員が 臨時又は緊急の必要により、週 休日、休日又は年末年始の休日 等に勤務した場合、12,000円を 限度に支給する。	同		— 千円	— 円